

簡単な手話を 学びませんか

誰でもできる簡単な手話を短時間で学べる「おためし講座」を開催します。この機会に、あいさつや自分の名前を覚えませんか。

日・時

3月1日(土)・12日(水)・22日(土)
各午後1時～

3月7日(金)・14日(金)各午後7時～

内各回とも同じ内容です。都合のよい日時に申し込んでください。

場あんなかスマイルパーク

¥無料

持筆記用具

申 困福祉課障害福祉係
(☎内線1154)

手話通訳者養成研修

基本・応用・実践の3コースがあります。開催日、期間、回数、定員などはそれぞれ異なります。

場 群馬県社会福祉総合センター
申込期間

2月7日(金)～3月14日(金)

¥無料(教材費は自己負担)

申 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・電話番号・受講コースを記入し、〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福

祉総合センター3階 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ
手話通訳者養成研修係まで郵送

問 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

(☎027-255-6633)

(FAX 027-255-6634)



介護保険料の納め忘れはありませんか

問 困高齢者支援課介護保険係 (☎内線1187)

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。また、介護が必要になったときは、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。65歳以上の人(第1号被保険者)と40～64歳までの人(第2号被保険者)が納める介護保険料と、公費(税金)を財源に運営しています。

皆さんが負担している保険料は、介護保険を円滑に運営するための大切な財源となるので、ご理解とご協力をお願いします。

■介護保険料を滞納すると？

保険料負担の公平性を確保するため、督促・催告などを行ってもなお、保険料の滞納が続く場合には、所有財産(給与報酬・預貯金など)の差押えを行うことがあります。また、保険料の滞納がある場合には、介護サービスを利用したときに滞納期間に応じて保険給付が制限されることがあります。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収されることがあります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額負担します。申請によりあとから保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額負担となり、申請しても保険給付の一部または全額が一時的に差止められ、そこから滞納保険料分を差し引くことがあります。

2年以上滞納すると

利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

※2年以上滞納すると、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなります